平成２８年（フ）第７７３号
名古屋市瑞穂区直来町３－１－12　サニーフラッツフクシマ203号、住民票上の住所愛知県尾張旭市白鳳町１丁目95番地
破産者　髙橋　尚寛
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９６号
名古屋市南区汐田町12番25号　アリエ汐田１棟615号
破産者　喫茶とんぼこと　丸山　幸枝
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０７号
愛知県瀬戸市東山町１丁目122番地の２、開始決定時の住所愛知県尾張旭市北原山町平池浦1965番地　ホベンセドル301号室
破産者　古川　久男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８２号
名古屋市名東区猪高台１丁目1311番地　パークノヴァ社口101号、従前の住所名古屋市名東区社口２丁目102番地の１　エスポア社口1003号
破産者　上島　浩次
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
愛知県岡崎市八ツ木町字郷北ノ切94番地
破産者　小島　洋久
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
愛知県岡崎市宮地町字柳畑38番地１　フロール宮地205
破産者　中村マサオこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＬＵＩＺ　ＭＡＳＳＡＯ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
愛知県西尾市中畑町浜田下40番地８
破産者　市川　敏正
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
京都府京丹後市大宮町河辺3399番地、前住所京都府京丹後市久美浜町湊宮2102番地の１
破産者　浜千鳥こと　豊嶋　利生
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３４６０号
大阪府東大阪市中石切町５丁目10番５号
破産者　白石　英子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４号
神戸市中央区北野町３丁目７番１号　グランディア北野異人館通り605
破産者　土田　和美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９２号
神戸市垂水区乙木１丁目11番４－104号
破産者　酒井　静香
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８５号
広島県安芸郡熊野町萩原６丁目12番10号
破産者　出野　一彦
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
高知市介良乙3275番地　グリーンハイツ介良Ｂ－101
破産者　谷本　隆子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８３号
福岡県久留米市国分町1151番地１　グレースハイツⅠ601号
破産者　田中　辰也
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８６号
福岡県久留米市津福本町1702番地91、前住所福岡県柳川市細工町14番地４
破産者　田中三姫子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３５０号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地13－２－５、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水2714番地１
破産者　安永不二男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６９号
熊本市中央区菅原町13番１－407号　シャトー白山
破産者　山西　一郎
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
大分市古ケ鶴２丁目３番15号（クレインⅡ202）、開始決定時の住所大分県大分市舞鶴町２丁目３番30号
破産者　田中　克展
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係